

小田原市火災予防違反処理規程の制定

1. 目的並びに背景

消防法令の違反等に対しては、改修計画提出の指示や警告等の行政指導、消防法による措置命令や使用停止命令、告発等の手段を活用して違反処理を行うことができるとなっています。現実には、防火対象物の関係者の自発的な違反是正を促す行政指導を中心に違反对応を行っておりますが、今後は、個別の違反事案の火災予防上の危険性の程度、防火対象物の関係者の違反是正の意思や能力の有無、違反処理のための代替手段の可能性等に応じて、消防法による措置命令や使用停止命令、告発等をより積極的に発動して、迅速かつ効果的な違反処理を進めていく必要があります。

こうした対応を適切に行っていくため、明確な履行期限等を定めた基準を定め、指導等を実施する所管で上位措置に移行する時期等に差異が生じないようにすることで、公平公正な違反对応を実施していくことを目的に今回の規程を制定するものです。

2. 内容

消防法及び小田原市火災予防条例に基づく火災の予防、災害の発生及び拡大の防止並びに火災発生時における人命危険排除等に関する法令違反の処理規程を定めます。

詳細は、別紙「小田原市火災予防違反処理規程」のとおりです。

3. 根拠法令等

- ・ 消防法
- ・ 小田原市火災予防条例

4. 施行日

令和3年4月1日予定